

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示
 - 道路の公用廃止
 - 水路の公用廃止
 - 保安林指定の解除予定
 - 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
 - 基準給食施設の承認
 - 土地改良区の成立
- ◇公告
 - 牛の結核病等の検査
 - 肥料登録事項の変更
 - 昭和三十六年度鳥取県立保育専門学院の学生募集要項
 - 市町村職員共済組合第一回組合会の開催
- ◇雑報

告示

鳥取県告示第二十三号

次の道路は、昭和三十六年一月六日からその公用を廃止した。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は 面積又は 数 量

八頭郡家町大字郡家字上 道路 一三、七四
屋敷二二九ノ一―地先

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第二十四号

次の水路は、昭和三十六年一月五日からその公用を廃止した。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は 面積又は 数 量

岩美郡福部村大字細川六七 水路 一〇、〇八
三ノ三地先

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第二十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東伯町大字法万字マッコフ一、〇七二ノ二、字上松コフ一、〇七七ノ一所在の保安林指定の目的 土砂崩壊防備のため解除の理由 指定理由の消滅

名称 所在 地 診療科名 開設者氏名 指定年月日 採用点数表
野島 療院 倉吉市瀬崎町二、七一四ノ一 眼、内、小児、耳鼻咽喉、放射線科 野島鉄之助 昭和三五、一二、一七 乙ノ二
貝田 医院 西伯郡伯仙町国信 内、小児科 貝田三知也 " 三六、一、一 "
池淵 医院 境港市栄 外、内科 池淵 正賢 " 三五、一一、一 "
川元 歯科 " 東町四一 歯科 川元 光雄 " 三六、一、一〇

鳥取県告示第二十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第三項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請者住所氏名 東伯町長 榎田 幸太

田中 薬局 西伯郡淀江町淀江

薬局

田中 律子 " 三五、一二、一九

鳥取県告示第二十七号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づく基準給食施設として、次のとおり承認した。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	名称	所在地	承認番号	承認年月日	承認対象	採用点数表
鳥取生協病院	鳥取市東品治町	(食)第二九号	昭和三六、一、一	全病棟	七一床	乙ノ二

鳥取県告示第二十八号

気高郡青谷町大字青谷長戸昇一ほか十四人の者から申請のあつた青谷町泊ヶ谷土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により昭和三十五年十二月二十六日成立した。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十九号

岩美郡福部村大字細川山根秀雄ほか二十一人の者から申請のあつた栗谷篤溪土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により昭和三十五年十二月二十六日成立した。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査及び肝てつ検査並びに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病及びブルセラ病検査…搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
肝てつ検査及び駆除…牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

結核病検査…ツベルクリン皮内反応法
ブルセラ病検査…ブルセラ急速凝集反応法及びロ際法

肝てつ検査…皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除…ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 一

結核病及びブルセラ病検査

実施の期日	実施の区域	実施場所
第一次	第二次	
一月十六日	一月十九日	西伯郡大山町高麗 高麗家畜 検査所
十七日	二十日	中山町逢坂 逢坂
十八日	二十一日	大山町所子 所子
二十三日	二十六日	淀江町淀江 淀江
別表 二		
肝てつ検査及び駆除		

実施期日	実施区域	実施場所
一月十六日	西伯郡中山町逢坂	逢坂家畜検査所
十七日	〃	〃
十八日	〃	〃
十九日	〃	名和町庄内 庄内
二十日	〃	〃
二十一日	〃	〃
二十三日	〃	淀江町大和 大和
二十四日	〃	〃
二十五日	〃	淀江 淀江
二十六日	〃	〃

二十七日	〃	大山町所子 所子
二十八日	〃	〃
三十日	〃	高麗 高麗
三十一日	〃	〃

鳥取県告示第三十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第二項の規定に基づく届け出があつたので、同法第十条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

肥料の名称

保証成分量（パーセント）
窒素 全量
リン酸 全量
加里 全量

生産業者
住所氏名

変更月日

変更した事項

鳥取県第三〇八号 五・三なたね油かす 五・三二・三一・三

東伯郡北条町大字 昭和三五年
子原三七五 三谷 逸子 日 一月二日
三谷 藤蔵を
変更

公 告

昭和三十六年度鳥取県立保育専門学院の学生募集を次の要項によつて実施する。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度鳥取県立保育専門学院学生

募集要項

一 募集人員

昭和三十六年四月入学の第一学年生 約四〇人

二 受験資格

次の各号の一に該当する女子

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、旧中学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校を卒業した者、若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部大臣からこれと同等以上の資格を有すると認定された者

2 満十八才以上の者であつて、児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者

三 試験内容

学科試験、人物考査及び身体検査を行なう。

1 学科試験は、次の五科目について高等学校卒業程度の学力を基準として行なう。

イ 外国語……英語

ロ 数 学……数学Ⅰ数学Ⅱのうち一科目を
選択する。

ハ 社会科……社会

ニ 国 語……国語甲（漢文は除く。）

ホ 音 楽……筆記試験……楽典

能力テスト
唱歌 コール、ユート、ブング
器楽…三度までから指定
バイエル六十四番までから指定

2 人物考査は、口頭試問に基づいて行なう。

3 身体検査は、保健所の行なつた身体検査書に基づいて行なう。

四 試験期日及び場所

- 1 昭和三十六年三月七日（火）―十八日（水）
- 2 鳥取県倉吉市海田三一九の一
鳥取県立保育専門学院

五 入学志願手続

1 入学志願者は、次の書類を提出すること。

- イ 入学願書（学院所定の用紙）
- ロ 履 歴 書（学院所定の用紙）
- ハ 戸籍抄本
- ニ 受験資格証明書 次のいずれかの一つ
 - A 最終学校の卒業又は卒業見込証明書
 - B 文部大臣の資格認定書の写
 - C 二年以上児童の保護に従事していたことの施設長の証明書

ホ 最終学校の成績証明書（学院所定の用紙）

ヘ 身体検査書（保健所で行なう学院所定の身体検査書）

ト 受験票（学院所定の用紙）

2 手続上の注意事項

イ 入学願書には、三百円の鳥取県収入証紙をはり、消印はしないこと。

ロ 学院にこれらの用紙を請求するときには、必ず返信用の切手をはり、住所、あて名を明記した封筒を同封すること。

ハ これらの入学願書を郵送する場合には、「入学願書在中」と朱書して「書留郵便」とし、志願者の住所氏名を明記して書留郵便料四十五円の切手をはりつけた返信用封筒を同封すること。

ニ 受験票には、最近三か月以内に撮影した上半身名刺型の写真をはりつけて、その撮影年月日及び氏名を明記すること。

ホ 児童福祉施設在職証明書には、本籍、現住所、氏名、生年月日のほか、施設の位置、名称、勤務期間、勤務の内容等を明記すること。

ヘ 一度受理した願書、受験手数料等はいつさい返却しない。

六 願書受付期間

昭和三十六年二月一日から二月十五日まで
(当日消印ある郵送のものは有効)

七 願書提出先

鳥取県倉吉市海田三一九の一

鳥取県立保育専門学院

八 合格者の発表

昭和三十六年三月中旬 学院に発表するほか本人に通
知する。

雑 報

昭和三十六年第一回組合会を次のとおり開催する。

昭和三十六年一月十三日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

一日 時 一月十八日 十時三十分

二場 所 東伯郡三朝町 溪泉閣

三 附議事項 1 理事の選挙について

2 監事の選挙について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
[定価] 一部月極 二〇円(送料別)